

甲斐市議会 厚生環境常任委員会 会議録

1. 開催日時 令和4年3月1日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（6名）

委員長	保坂芳子君	副委員長	伊藤毅君
	谷口和男君		滝川美幸君
	小澤重則君		清水正二君

欠席委員（なし）

傍聴議員（2名）

議長	山本英俊君		松井豊君
----	-------	--	------

説明のため出席した者の職氏名

市民部長	加藤文雄君	生活環境部長	長田裕二君
福祉部長	飯沼秀司君	子育て健康部長	長坂千恵子君
保険課長	島田伸君	環境課長	酒井厚志君
福祉課長	箭本太君	障がい者支援課長	早川英彦君
長寿推進課長	小池清美君	子育て支援課長	戸澤文香君
健康増進課長	長田清美君	国民健康保険税係長	小林久美君
国民健康保険給付係長	藤田陽子君	高齢者医療・年金係長	八巻加奈君
環境保全係長	天野真君	生活環境係長	小田切治君
福祉総務係長	伊藤達郎君	保護支援係長	田邊誠君
自立支援係長	樋川浩一君	生活支援係長	金子智奈美君
長寿あんしん係長	井上千悦子君	介護保険係長	輿石文明君
介護予防推進係長	藤原布美君	児童係長	柴崎智之君

保育係長	小林	悟君	子育て支援係長	大木	貴子君
健康企画係長	赤松	圭君	保健指導係長	八巻	千寿子君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	山田	洋	書記	森田	公
書記	長田	大地	書記	中込	美智子

審査内容

1 条例審査

議案第28号 甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の件
議案第15号 甲斐市保健福祉推進協議会設置条例の制定の件
議案第16号 甲斐市自殺防止対策協議会設置条例の制定の件
議案第17号 甲斐市地域包括支援センター運営協議会設置条例の制定の件
議案第18号 甲斐市老人ホーム入所判定委員会設置条例の制定の件
議案第19号 甲斐市在宅医療・介護連携推進協議会設置条例の制定の件
議案第20号 甲斐市認知症地域支援ネットワーク推進会議設置条例の制定の件
議案第21号 甲斐市成年後見制度利用促進協議会設置条例の制定の件
議案第22号 甲斐市予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定の件

2 補正予算審査

議案第2号 令和3年度甲斐市一般会計補正予算（第10号）
議案第43号 令和3年度甲斐市一般会計補正予算（第11号）
議案第5号 令和3年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第6号 令和3年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第2号）
議案第3号 令和3年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第4号 令和3年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

3 請願審査

請願第4-1号 加齢性難聴者の補聴器購入への助成制度創設を求める請願書

3 その他

開会 午前 9時23分

○書記（長田大地君） おはようございます。

ただいまから厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただきまして、引き続き委員長の進行により進めてまいります。

それでは、保坂委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） おはようございます。

今日はちょっと内容が非常に濃厚で、たくさんありますので、しっかり審議をして、でも、能率よく時間内にちゃんと終わるように皆さんのご協力をよろしくお願いいたしますと思います。

それでは始めます。

○委員長（保坂芳子君） ただいまの出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

審査については、一問一答方式で簡潔に質問され、また、市当局の答弁も分かりやすく説明していただきたいと思います。

審査に入る前にお諮りします。本日は、円滑な審査を行うため、お手元に配付した議案審査日程により審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、初めに、条例審査を行います。

議案第28号 甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の件を議題とします。

議案について当局の説明を求めます。

島田保険課長。

○保険課長（島田 伸君） 改めまして、おはようございます。

市民部保健課より議案第28号 甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の件につきまして

ご説明いたします。

議案書は103ページから105ページになります。

初めに、105ページをお願いします。

この改正の提案理由といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大が長期化する中、被保険者の経済的負担の軽減を図る観点から、本市の国民健康保険税率の引下げを行うため、また、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、令和3年政令第253号の施行に伴い、子育て世帯への経済的負担の軽減を図る観点から、未就学児の均等割保険税の5割を軽減するため、所要の改正を行う必要がある。これがこの条例案を提出する理由でございます。

次に、市議会資料の34ページをお開きください。

甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の概要につきましてご説明いたします。

1、国民健康保険税率の改定。

(1) 医療分の改定。所得割額、平等割額についてであります。

国民健康保険税の算定方法は、医療分と後期支援分、また40歳から64歳の介護分の所得割額、均等割額、平等割額をそれぞれ計算し、合算いたしますが、本改定は医療分の所得割額と平等割額のみとなります。こちらの「新」が改正案、「旧」が現行でございます。

医療分の所得割額6.70%を6.10%に、また、平等割額の一般世帯2万2,600円を1万8,100円に改定するものであります。特定世帯は、同一世帯の国保加入者が後期高齢者医療制度へ移行することにより国保加入者が1人になる世帯について5年間、平等割額を2分の1軽減するものでございます。また、特定継続世帯は、特定世帯が5年経過後の世帯について、5年経過後3年間平等割額を4分の1軽減するものであります。条例の改正箇所は、第3条第1項及び第5条となります。

次に、(2) 医療分の改定に伴い、平等割額を減額する額の改定であります。こちらは7割、5割、2割軽減世帯の減額にする額の改定になります。「新」が改正案、「旧」が現行の軽減額でございます。条例の改正箇所は、第23条第1項第1号イ及び第2号イ並びに第3号イとなります。

35ページをお願いいたします。

(3) 施行期日は令和4年4月1日であります。

次に、資料の36ページの参考資料をお願いいたします。

1、国民健康保険税率の改定について。

(1) 改定後の税率と令和3年度県が提示した標準税率についてであります。平成30年度国保制度改正以降、県が各市町村に対し毎年度標準税率を示しております。

甲斐市におきましては、こちらの表の区分の医療分につきまして、線を引いた所得割額及び平等割額を改定することで、令和3年度山梨県から示された標準税率を全ての区分において下回ることとなります。

次に、(2) 調定額比較であります。改定税率は現行税率に比べ1人当たりで4,949円、約5,000円の減額。1世帯当たりで7,831円の減額となる見込みでございます。

次に、(3) 本市国民健康保険財政調整基金であります。令和3年度中現在高見込みは14億6,256万6,000円。令和4年度末現在高見込額は14億1,354万4,000円であります。

次に、35ページにお戻りください。

改正の2つ目、未就学児に係る均等割額の軽減措置の導入。

(1) 未就学児1人当たりの被保険者均等割額につきましては、次の表のとおりとなります。

改正条文は、医療分は第23条第2項第1号アからエ。後期支援分は第23条第2項第2号アからエでございます。

施行期日は令和4年4月1日になります。

次に、参考資料36ページをお願いいたします。

2、未就学児に係る均等割額軽減措置の導入についてご説明いたします。

(1) 対象は、全世帯の未就学児、市内約390人を対象に国民健康保険税の均等割額を5割軽減とするものでございます。

(2) 低所得者対応でございますが、低所得者世帯に対しては、既に均等割額、平等割額の軽減措置7割、5割、2割の軽減が講じられておりますが、未就学児に低所得者軽減の適用がある場合は、軽減後の均等割額について2分の1を上乗せいたします。

表の1行を説明させていただきます。

文言については資料37ページになります。

こちらの表の太枠となっているア、7割の場合、2分の1上乗せ軽減は、負担分3割の2分の1、1.5割を軽減することから合計で8.5割の軽減となり、甲斐市国民健康保険税均等割額3万2,600円の8.5割、2万7,710円が合計軽減額となります。

資料の37ページをお願いいたします。

(3) 負担割合は、国2分の1、県4分の1、市4分の1となります。

(4) 本市未就学児の均等割額軽減分見込みでございますが、令和3年度試算で合計390人となり、表のとおり計算しますと、均等割額軽減額は427万600円、市負担額は4分の1の106万7,650円となります。

最後となりますが、資料の35ページにお戻りください。

3、その他につきましては、条文の読替規定等の整備となります。

改正箇所につきましては、第4条、第6条、第13条になります。

施行期日は公布の日となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、谷口委員。

○委員（谷口和男君） 全体的に引下げになるということなんですけれども、基金のほうですね。これは、ほとんど変わらないという予定なんですか、14億6,000万円が14億1,000万円。

○委員長（保坂芳子君） 島田課長。

○保険課長（島田 伸君） 基金につきましては、活用しながら税率の引下げを行っておりますので、先ほどの説明で財政基金の見込額につきましても、令和3年中現在高見込額、そして令和4年度末現在見込額の差が5,000万円ほど減額しておるところでございます。

○委員長（保坂芳子君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で、議案第28号の質疑を終了します。

これより、甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（保坂芳子君） 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより議案第28号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（保坂芳子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第28号を終わります。

ここで職員入替えのため暫時休憩します。

休憩 午前 9時36分

再開 午前 9時38分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開します。

次に、議案第15号 甲斐市保健福祉推進協議会設置条例の制定の件を議題とします。

議案について当局の説明を求めます。

箭本福祉課長。

○福祉課長（箭本 太君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、福祉課から議案第15号 甲斐市保健福祉推進協議会設置条例の制定の件につきましてご説明をさせていただきます。

議案の71、72ページをお願いいたします。

まず、提案理由につきましては、72ページに記載のとおり、附属機関の設置について見直しを行い、要綱により設置している甲斐市保健福祉推進協議会が地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関に該当するため、必要な事項を定める必要がある。これが本条例案を提出する理由でございます。

条例制定の経緯でございますが、地方公共団体が設置する附属機関につきましては、地方自治法の規定により、法律または条令で定めるところにより設置することとされております。地方自治法の規定に基づき市が設置する組織等の設置根拠の適正化を図るため、今年度全庁的に要綱等を設置根拠とする市の組織について附属機関の該当性の調査を実施し、附属機関に該当すると判断した年については、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、新たに条例を制定することといたしました。

本条例案の甲斐市保健福祉推進協議会につきましては、調査により附属機関に該当すると判断されたため、甲斐市保健福祉推進協議会の設置に関する既存の要綱を廃止し、新たに条

例により設置をするものでございます。本条例案につきましては、既存の要綱の内容を踏襲しており、運営内容等に大きな変更はございません。

第1条は設置の規定、第2条は所掌事務、第3条は組織、第4条は任期、第5条は会長及び副会長、第6条は会議、第7条は庶務、第8条は委任規定をそれぞれ定めております。

最後に、附則として施行期日及び経過措置を定めております。

以上が議案第15号甲斐市保健福祉推進協議会設置条例の制定の件についての説明となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で、議案第15号の質疑を終了します。

これより、甲斐市保健福祉推進協議会設置条例の制定の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第15号を終わります。

ここで職員入替えのため暫時休憩します。

休憩 午前 9時42分

再開 午前 9時43分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開します。

次に、議案第16号 甲斐市自殺防止対策協議会設置条例の制定の件を議題とします。

議案について当局の説明を求めます。

早川障がい者支援課長。

○障がい者支援課長（早川英彦君） お疲れさまでございます。

それでは、障がい者支援課より議案第16号 甲斐市自殺防止対策協議会設置条例の制定の件につきましてご説明させていただきます。

議案の73ページをお願いいたします。

まず、提案理由であります。附属機関の設置について見直しを行い、要綱により設置しております甲斐市自殺防止対策協議会が地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関に該当するため、必要な事項を定める必要があります。これがこの条例を提出する理由であります。

条例制定の経緯でございますが、地方公共団体が設置する附属機関につきましては、地方自治法の規定により、法律または条令で定めるところにより設置することとされております。そのため、地方自治法の規定に基づき市が設置する組織等の設置根拠の適正化を図るため、今年度全庁的に要綱等を設置根拠とする市の組織について附属機関の該当性の調査を実施し、附属機関に該当すると判断した組織につきましては、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、新たな条例を制定することといたしました。

調査の結果、本条例案の甲斐市自殺防止対策協議会につきましては、附属機関に該当すると判断されたため、甲斐市自殺防止対策協議会の設置に関する既存の要綱を廃止し、新たに条例により設置するものであります。本条例案につきましては、既存の要綱の内容を踏襲しており、運営内容等に大きな変更はありません。

まず、第1条では協議会設置の規定を定め、第2条では所掌事務をうたい、第3条の組織では協議会委員の人数と市長が委嘱する委員の構成を定めております。次の第4条、任期においては委員の任期を2年、また補欠委員の任期を前任者の残任期間とするの旨を定めており、第5条では会長及び副会長の選任や職務等。

次の74ページになりますが、第6条の会議においては、会議開催の条件や委員の代理出席に関する内容を定めております。次の第7条では、委員の職務上の守秘義務に関する内容を、第8条では協議会の庶務を障がい者支援課において処理する旨をそれぞれ定め、最後の第9条では条例の施行に関し、必要な事項は会長が協議会に諮って定める旨を定めておりま

す。

最後に、附則といたしまして施行期日、経過措置を定めております。

以上が甲斐市自殺防止対策協議会設置条例の制定についての説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、清水委員。

○委員（清水正二君） すみません。先ほど会議に出席できないという6条のところの代理というあれがあったんですけれども、これは当該委員の指名する者が代理として出席することができるという形なんですけれども、その当該委員が指名する者の区分けというか何というか、そういうものは、その規定というものはないんですか。指名すれば誰でもいいという形になるんですか。

○委員長（保坂芳子君） 早川課長。

○障がい者支援課長（早川英彦君） お答えいたします。

一応規定は、細かい規定はございませんが、ここの委員にお願いしている方につきましては、それぞれの所長さんとか、長とつく方をお願いしております、一般的には、その中の事務取扱いを行っている方に代理のほうをお願いするというふうな格好でお願いしておりますので、全く関係ないという方ではなく、その組織の中で代理となり得る方にお願いするというふうな格好でお願いしたいと考えております。

○委員長（保坂芳子君） はい、清水委員。

○委員（清水正二君） その代理という形のそのもののお考えは分かりましたけれども、条文として、そうなると、例えば警察であるとか、言われているような警察であるとか、消防とか、例えばその署長がなったときに、代理を指名ということだけれども、その委員の中に識見を有する者、地域住民代表とあるじゃないですか。そういったものは、ある程度個人的なものになるだけだけれども、それでいくと、この条文の中でくくりが、全部がそのくくりになってしまうだけだけれども。

○委員長（保坂芳子君） 部長、お願いします。

○福祉部長（飯沼秀司君） お答えいたします。

○委員長（保坂芳子君） 飯沼部長。

○福祉部長（飯沼秀司君） 地域住民の代表の方につきましては、こちらのほうは、実際には自治会の連合会の会長さんをお願いしております。ですので、こちらについては、もし会長さんが出席できない場合には、副会長さんをお願いするような形に実際になっております。

また、識見を有する方につきましては、商工会の会長さんですとか、そういった方、やはり、そういった組織を代表する方をお願いしておりますので、その方が都合により出席できないということであれば、その組織の中の方に代理で来ていただいておりますので、全く関係のない方がいきなり代理で来るということは実際にはございませんのでご理解ください。よろしく願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 清水委員。

○委員（清水正二君） ただ、そういうことは、言われていることは分かるんだけど、やはりこの中に団体の代表者とかって何か入れておかないと、条文としてはおかしいという形になると思うんでね。代理者って、そのものを代表しているんだから、実際的に識見を有する者という、それ以外に、実際にその代わる者ってないわけなんだけど、だから、この団体を代表するとか、そういったものの条文がないとおかしくないかな。言われていることは分かりますよ。暗黙の了解というような形になってしまう。

○委員長（保坂芳子君） 飯沼福祉部長。

○福祉部長（飯沼秀司君） お答えいたします。

繰り返しの答弁となってしまって申し訳ないんですけども、先ほど申し上げましたけれども、今回、第3条に掲げております委員の皆様方は、それぞれ各種団体の長の方をお願いしておりますので、そういった方々には、もし欠席をされる場合には、副会長さんなり組織の方に出席をお願いするような形になっておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔発言する者あり〕

○委員長（保坂芳子君） 手を挙げて言ってください、意見。いいですか。

〔「ええ」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） よろしいですか。

はい、清水委員。

○委員（清水正二君） 言われていることは分かりますよ。選任するときに、そういう形なんだけど、要するに委嘱されるのは個人ですよ。団体として委嘱するわけじゃなく、個

人でしょう。だから、この代理というのは、そうは言っても、条文としては、それはおかしいというのを言いたいんです、私は。

○委員長（保坂芳子君） 検討を要望しますか。要望するという形、意見として。

○委員（清水正二君） 今回はこれだから、次のときには何かそここのところを考えてね。

○委員長（保坂芳子君） でも、条例できちやう。

○委員（清水正二君） ええ。今回はそういう形でもって進めてやるときに、選任するときにそういう方でもって、そういう方にそういう説明をしてするんだらうけれども、そういう形で、今回はこれでというんでしようがないんだけど、だけど、次のときには、それは条文を何か考えて訂正したほうがいいと思いますけどね。

○委員長（保坂芳子君） 検討の余地はありますか。

飯沼福祉部長。

○福祉部長（飯沼秀司君） ご意見をいただきまして、ありがとうございます。

ただいまいただきましたご意見につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 検討していただけるという。

ほかに。

小澤委員。

○委員（小澤重則君） 今回の条例改正に賛否を問うわけですから、今度改正しますね、それで済ましちゃったら、まずいでしょーと思いますよ。

○委員長（保坂芳子君） はい。こういう……。

小澤委員。

○委員（小澤重則君） それなりの説明で、これでいいんだというものがなければ、賛成もできないし、反対もできないと思います。

○委員長（保坂芳子君） 厳しいご意見をいただきました。

ほかの方どうですか、意見。今、そういったご意見なんですけれども。

[「すみません」と呼ぶ者あり]

○委員長（保坂芳子君） はい、谷口委員。

○委員（谷口和男君） 結局、代表者というのは決まっていて、会議に代理人が出席することを認めるということなんですか。

○委員長（保坂芳子君） 早川課長。

○障がい者支援課長（早川英彦君） 先ほどからお答えしたとおりになりますけれども、代表の方は決まっております。そこの組織の代表の方をお願いしております、その方が欠席した場合、代理の方をということですので、当然その組織の中で出させていただくというふうなことを私ども前提で考えておりますので、それ以外の方が代理になるということは考えられないので、間違いなくその中の代理となり得るが出席してただけというふうなことで解釈しておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 清水委員。

○委員（清水正二君） いや、言われることは分かるよ。分かるけれども、条文として、条例としてこうやっていくのに、例えばこれであれば、じゃ、その文を削除して、附則の中に団体を代表する者はとか、附則でもってそれすればいいじゃない。ここだって、会議は過半数でもって、過半数で会議が開けるんだから。

〔発言する者あり〕

○委員（清水正二君） ほんなこと言うんじゃ、今の小澤委員の理由と同じ不明確なままでもって条例としてそんなこと考えられんじゃないか。

○委員長（保坂芳子君） それに対していかがしますか。

〔発言する者あり〕

○委員長（保坂芳子君） 休憩で。

はい、休憩します。

休憩 午前 9時55分

再開 午前 9時57分

○委員長（保坂芳子君） では、会議を再開いたします。

それでは、飯沼福祉部長のほうから説明をお願いいたします。

飯沼福祉部長。

○福祉部長（飯沼秀司君） それでは、改めまして説明させていただきます。

この会議のところの第3項につきましては、先ほどご説明しましたとおり、それぞれ例えば消防署の署長、警察署長、そういった方々が欠席をした場合には、代理で副署長なりが出席をしていただくというような考えの下この条項を定めております。

ですので、出席することができるということですので、全く関係のない方という場合は出席が、事務局のほうで出席ができませんということで、出席のほうはしていただかないことになると思うんですけども、ただ、こちらの条例案ですと、そういった代理で出席できる方というものが、細かなことが書いてありませんので、こちらにつきましては、要綱等で細かく定めて規定をしていきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これに対していかがですか。皆さんよろしいですか、それで。先へ進んでも。それとも駄目ですか。

はい、清水委員。

○委員（清水正二君） 要するに要綱をつくって、要綱の中でその規定をするということですね。

○委員長（保坂芳子君） はい。よろしいですか。

○委員（清水正二君） はい。

○委員長（保坂芳子君） 小澤委員、いいですか。

○委員（小澤重則君） 結構です。

○委員長（保坂芳子君） それでは、先へ進めさせていただきます。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で議案第16号の質疑を終了します。

これより甲斐市自殺防止対策協議会設置条例の制定の件について、討論、採決を行います。まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

今いろいろ皆さんからのご意見いただきましたので、それをしっかりと勘案していただき、つくっていただきたいと思えます。

以上で議案第16号を終わります。

ここで職員入替えのため暫時休憩します。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時01分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開します。

次に、議案第17号 甲斐市地域包括支援センター運営協議会設置条例の制定の件、議案第18号 甲斐市老人ホーム入所判定委員会設置条例の制定の件、議案第19号 甲斐市在宅医療・介護連携推進協議会設置条例の制定の件及び議案第20号 甲斐市認知症地域支援ネットワーク推進会議設置条例の制定の件の4議案は関連がありますので、一括議題とします。説明及び質疑についても一括で行います。

議案について当局の説明を求めます。

小池長寿推進課長。

○長寿推進課長（小池清美君） お疲れさまでございます。

長寿推進課から、議案第17号から議案第20号までを一括で説明させていただきます。

提案理由につきましては、先ほどの福祉課、障がい者支援課と同様であります。

条例の内容について説明させていただきます。

最初に、議案書の75ページをお願いします。

議案第17号 甲斐市地域包括支援センター運営協議会設置条例の制定の件でございます。

第1条は設置。甲斐市地域包括支援センター運営協議会設置の規定。第2条に所掌事務。第3条、組織では協議会の委員の人数と委嘱の委員の構成を定めております。

76ページ。

第4条、任期においては委員の任期を2年とし、また、補欠委員の任期を前任者の残任期間とするの旨を定めております。第5条は、会長及び副会長の選任や職務等、第6条の会議においては、会議開催の条件や議事の可否に関する内容を定めております。第7条では、協

議会の庶務、第8条では、この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項を市長が定める旨を定めております。

最後に、附則として施行期日、経過措置の内容を定めております。

以上が甲斐市地域包括支援センター運営協議会設置条例の制定の件についての説明になります。

次に、79ページをお願いします。

議案第18号 甲斐市老人ホーム入所判定委員会設置条例の制定の件について説明させていただきます。

第1条設置は、委員の設置の規定。第2条に所掌事務。第3条、組織では委員会の委員の人数と委嘱する委員の構成を定めております。第4条、任期では委員の任期を2年とし、また、補欠委員の任期を前任者の残任期間とする旨を定めております。第5条、委員長及び副委員長の選任や職務等について。

80ページ。

第6条、会議においては、会議開催の条件や議事の可否に関する内容を定めております。第7条は守秘義務。第8条では委員の庶務。第9条では、この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項を市長が定める旨を定めております。

最後に、附則として施行期日、経過措置の内容を定めております。

以上が甲斐市老人ホーム入所判定委員会設置条例の制定の件についての説明になります。

続いて、81ページをお願いします。

議案第19号 甲斐市在宅医療・介護連携推進協議会設置条例の制定の件について説明させていただきます。

まず、第1条設置は、協議会設置の規定。第2条に所掌事務。第3条、組織では協議会の委員の人数と委嘱する委員の構成を定めております。第4条、任期では委員の任期を2年とし、また補欠委員の任期を前任者の残任期間とする旨を定めており、第5条では、会長、副会長の選任や職務等に関する事を定めております。

82ページ。

第6条、会議は会議開催の条件や議事の可否に関する内容。第7条、部会では専門的事項を協議するための部会に関する事項を定めております。第8条に守秘義務。第9条は協議会の庶務。第10条では、この条例に定めるほか、条例の施行に関し必要な事項を市長が定める旨を定めております。

最後に附則とし、施行期日、経過措置の内容を定めております。

以上が甲斐市在宅医療・介護連携推進協議会設置条例の制定の件についての説明になります。

最後になりますが、85ページをお願いします。

議案第20号 甲斐市認知症地域支援ネットワーク推進会議設置条例の制定の件について説明させていただきます。

最初に、第1条、設置は推進会議設置の規定。第2条に所掌事務。第3条、組織では推進会議の委員の人数及び委員の構成を定めております。第4条、専門委員では支援に関わる専門的助言・指導のできる専門委員について定め、第5条、任期は委員の任期を2年とし、また、補欠委員の任期を前任者の残任期間とする旨を定めております。第6条は、会長及び副会長の選任や職務等について。

86ページの第7条、会議は会議開催の条件や議事の可否に関する内容を定めております。第8条、部会は専門的事項を協議するための部会に関する事項を定めております。第9条に守秘義務。第10条は推進会議の庶務。第11条では、この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項を市長が定める旨を定めております。

最後に、附則として施行期日、経過措置の内容を定めております。

以上が甲斐市認知症地域支援ネットワーク推進会議設置条例の制定の件についての説明となります。

以上、長寿推進課より議案第17号から議案第20号につきまして一括説明させていただきました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、谷口委員。

○委員（谷口和男君） 甲斐市老人ホーム入所判定委員会設置条例なんですけれども、これ、1人でも入るとき、必ずこういう委員会を開くということなんですか。

○委員長（保坂芳子君） 小池課長。

○長寿推進課長（小池清美君） 入所の際に入所判定委員会をお一人でも開いて、入所の可否を決めるという中身です。

○委員長（保坂芳子君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） じゃ、これはかなり頻繁に開けるような委員会ということになるわけですね。滞ってしまったら、かえって不便になるかと思うんですけども。

○委員長（保坂芳子君） 小池課長。

○長寿推進課長（小池清美君） 老人ホームの入所の案件があるときには、その都度入所判定委員会を開いております。

○委員長（保坂芳子君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続きまして、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第17号、議案第18号、議案第19号及び議案第20号の質疑を終了します。

これより議案ごとに順次討論、採決を行います。

初めに、甲斐市地域包括支援センター運営協議会設置条例の制定の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第17号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第17号を終わります。

次に、議案第18号 甲斐市老人ホーム入所判定委員会設置条例の制定の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第18号を終わります。

次に、議案第19号 甲斐市在宅医療・介護連携推進協議会設置条例の制定の件について
討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第19号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第19号を終わります。

次に、議案第20号 甲斐市認知症地域支援ネットワーク推進会議設置条例の制定の件に
ついて討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第20号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第20号を終わります。

次に、議案第21号 甲斐市成年後見制度利用促進協議会設置条例の制定の件を議題とします。

議案について当局の説明を求めます。

小池長寿推進課長。

○長寿推進課長（小池清美君） 引き続きよろしくお願ひします。

議案第21号 甲斐市成年後見制度利用促進協議会設置条例の制定の件につきまして説明させていただきます。

議案書は89、90ページとなります。

1月の厚生環境常任委員会において説明させていただきました成年後見制度の利用促進について、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう権利擁護支援の地域ネットワークの構築を図るため、各地域において協議会を置くよう努めるものと成年後見制度の利用を促進する法律で規定されております。

そのため、成年後見制度の利用を促進する法律第14条第2項の規定に基づき、成年後見制度の利用促進に関する基本的な事項を調査審議するため、甲斐市成年後見制度利用促進協議会を設置することに伴い、必要な事項を定める必要があります。これが条例案を提出する理由でございます。

それでは、条文の内容を説明させていただきます。

89ページをお願いします。

まず、第1条は、甲斐市成年後見制度利用促進協議会の設置を規定しております。第2条では、協議会の所掌事務、第3条の組織では、協議会の委員は15人以内とし、市長が委嘱する委員の構成を定めております。第4条、任期においては委員の任期を2年とし、また、補欠委員の任期を前任者の残任期間とするの旨を定めております。

90ページをお願いします。

第5条では、会長及び副会長の選任や職務等を規定し、第6条の会議においては、会議開催の条件や議事の可否に関する内容を定めております。第7条専門部会では、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる旨を定めております。第8条は守秘義務。第9条では協議会の庶務。第10条では、この条例に定めるもののほか、協議会の運営については、必要な事項を市長が定める旨を定めております。

最後に、附則としてこの条例は令和4年4月1日から施行するとしております。

以上が甲斐市成年後見制度利用促進協議会設置条例の制定の件についての説明になります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、谷口委員。

○委員（谷口和男君） 成年後見制度、ぜひ推進して行ってほしいと思うんですけども、この団体ができたということで、やっぱり行政の側からのお墨つきというか、そういう人たちがなるということをちょっと皆さんにというか、利用する方に知らせていただいて、安心できるものだよということを周知徹底お願いしたいと思うんですけども、いかがですか。

○委員長（保坂芳子君） 小池課長。

○長寿推進課長（小池清美君） 成年後見制度については、なかなか利用ができていなくて、皆さんも知らないということが多くなっておりますので、この促進協議会というものが設置されております。

なので、今後はこの協議会の中で周知等を図ってまいりたいと思います。

○委員長（保坂芳子君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第21号の質疑を終了します。

これより甲斐市成年後見制度利用促進協議会設置条例の制定の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第21号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第21号を終わります。

ここで職員入替えのため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時26分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開します。

次に、議案第22号 甲斐市予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定の件を議題とします。

議案について当局の説明を求めます。

長田健康増進課長。

○健康増進課長（長田清美君） 健康増進課から、議案第22号 甲斐市予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定の件につきましてご説明させていただきます。

甲斐市予防接種健康被害調査委員会につきましては、附属機関に該当すると判断されたため、既存の要綱を廃止し、新たに条例により設置をするものであります。

第1条は委員会の設置を規定、第2条、所掌事務、第3条、委員会の組織、第4条、委員の任期、第5条、委員長の選任、第6条、委員会の会議、第7条、意見の聴取、第8条、守

秘義務、第9条、委員会の庶務、第10条は委任規定を定めております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、谷口委員。

○委員（谷口和男君） これ、甲斐市予防接種健康被害調査委員ということなんですけれども、

これは全県的にこういうのがつくられて行われるということなんでしょうか。

○委員長（保坂芳子君） 長田課長。

○健康増進課長（長田清美君） 各自治体にこのような条例が制定されていると思われま

○委員長（保坂芳子君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ありますか、質疑。ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第22号の質疑を終了します。

これより甲斐市予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第22号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第22号を終わります。

以上で条例審査を終了いたします。

次に、補正予算の審査を行います。

審査に入る前にお諮りします。補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） それでは、そのようにいたします。

初めに、議案第2号 令和3年度甲斐市一般会計補正予算（第10号）及び議案第43号 令和3年度甲斐市一般会計補正予算（第11号）を一括議題とします。

初めに、健康増進課より4款衛生費、1項保健衛生費及び繰越明許費について一括で説明を求めます。

長田健康増進課長。

○健康増進課長（長田清美君） お疲れさまです。

健康増進課から2月補正予算について説明させていただきます。

資料の補正予算説明書22ページから25ページになります。

それでは、22ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費になります。

内訳は23ページ。

30竜王保健福祉センター事業に係る経費として245万円の減額をお願いするもので、内容は、燃料費や光熱水費が主なものになります。令和2年度末をもって社会福祉協議会やデイサービスセンターが撤退し、今年度は介護認定審査会及び各種保健事業においてセンターを使用しておりますが、燃料費等の年間使用量の減少に伴い減額となります。財源内訳は、一般財源の減額となります。

次に、22ページ、2目予防費になります。

1億8,507万3,000円の増額補正をお願いするもので、財源内訳は、新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金及び体制確保事業補助金として1億8,732万5,000円の増額。一般財源は225万2,000円の減額となります。

内訳は23ページ。

01予防接種事業として33万1,000円の増額で、内容は、子宮頸がんワクチン接種の個別勧

奨に係る通知や予診票、パンフレット等の作成及び個別通知郵送料となります。

子宮頸がんワクチンは、国の勧告に基づき平成25年6月より積極的勧奨を差し控えておりましたが、令和3年11月に差し控えが解除になったことに伴い、対象者に対して個別通知による接種勧奨を行うための経費となります。

次に、02新型コロナワクチン接種事業として1億9,796万4,000円の増額になります。

現在、新型コロナワクチンの初回接種である1・2回目接種については、希望者への接種が完了に向かっているため、予防接種委託料等初回接種に係る経費を減額し、3回目接種については、年度をまたいで継続する事業であることから、今後の必要経費を増額するもので、最終的には増額となります。

次に、23ページの03医療機関協力金事業として1,322万2,000円の減額となります。

内容は、集団接種や個別接種にご協力をいただいている市内医療機関への協力金になりますが、協力金は今年3月末までであり、不用額を減額するものです。

次に、22ページ、3目健康推進費として698万5,000円の減額となります。

財源内訳は、地域子ども・子育て支援事業交付金及び健康増進事業費補助金としての国・県支出金107万3,000円の減額、健康診査負担金として、その他財源26万円の減額、一般財源565万2,000円の減額となります。

内訳は、23ページをお願いいたします。

01母子保健事業として2万5,000円の減額になります。

内容は、今年度新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止した事業に係る人件費等の減額、また、令和2年度母子保健衛生費国庫補助金の返還金の増額を合わせ、合計2万5,000円の減額となるものです。返還金につきましては、日帰り型及び宿泊型産後ケア事業に係る経費や、産婦健診の委託料等の令和2年度実績に基づく返還金になります。

次に、25ページをお願いいたします。

02健康推進事業として657万2,000円の減額であります。

内容は、総合健診の中で実施している歯科健康相談について、健診受診者の実績に合わせて調整したことによる経費の減額及び健診受診者が当初の見込みよりも減少したことから、委託料を減額するものであります。

次に、03食生活改善事業として38万8,000円の減額になります。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、食生活改善推進員が主体となって実施する各種教室の開催内容を見直ししたことによる必要経費の減額になりま

す。

続きまして、繰越明許費について説明をさせていただきます。

資料の38ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費になります。4億951万6,000円の繰越明許費で、財源内訳は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金及び体制確保事業補助金として4億27万3,000円、残りは一般財源になります。

内容は、来年度4月以降に実施する新型コロナワクチン接種事業に係る経費で、人件費や予防接種委託料をはじめとする各種委託料が主なものとなり、令和4年度への繰越明許費をお願いするものであります。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、清水委員。

○委員（清水正二君） 25ページなんですけれども、健康推進費の、02の健康推進事業で657万2,000円の減額になっていて、先ほどの説明だと、健診の受診者がそれだけ少なくなったからと、当初の見込みとどのくらい差というか、見込みよりはどのくらい減ったんですか。

○委員長（保坂芳子君） 長田課長。

○健康増進課長（長田清美君） 当初の見込みからいきますと約9,400人ほどを想定しておりましたが、340人ほど減少をしております。

○委員長（保坂芳子君） はい、清水委員。

○委員（清水正二君） この減で見ていくと、1人当たり見ていると、あれかな、20万円くらいかかるということですか、これ。

○委員長（保坂芳子君） 長田課長。

○健康増進課長（長田清美君） 1人当たりの健診料につきましては、約1万5,000円ほどになります。

○委員長（保坂芳子君） はい、清水委員。

○委員（清水正二君） ここは人数とされておって、この分は分かりましたが、これに起因するものというのは、やっぱりあれですか、コロナとかが影響しているんですか。どんなふうを考えられますか。

○委員長（保坂芳子君） 長田課長。

○健康増進課長（長田清美君） やはりコロナ感染の拡大防止というところから、それぞれかかりつけの病院のほうで検査を受けるという方もいらっしゃるし、それから、例年の総合健診が減少傾向にありまして、その分、人間ドックを受ける受診者が増えている傾向があります。

○委員長（保坂芳子君） 清水委員。

○委員（清水正二君） もう一つ、これは23ページのコロナワクチンの接種事業だと思うんですけども、03というか、予防費の03ですね。医療関係者の協力事業ということで1,300万円の減ということですが、これも、やはり急というか、そういった形になって対応を取らなきゃならないという予算取りだと思うんですけども、1,320万円という減額なんだけれども、これの当初の見込みより、1,300万円という額なんだけれども、どうなんだろうね。今2月で、3月31日までの精算というような形の中で補正していくんだけれども、当初の見込みと、これというのは、ワクチンの接種の人が目標よりも減ったということなのか、そういうふうに考えられるんですけども、そこら辺のところはどうなんですか。

○委員長（保坂芳子君） 長田課長。

○健康増進課長（長田清美君） この医療機関協力金につきましては、接種に協力をしていただける市内の医療機関にお渡ししているものでありまして、個別接種及び集団接種、いずれかに協力をしていただければ、各5万円ずつの協力金になっております。

当初としましては、1か月当たり約90件の、延べ90件の医療機関を想定しておりましたが、大体1か月につき70件弱の医療機関の協力を今コンスタントにいただいている状況になりますので、そこを見込みまして、また3月も、もう少しで終わりになりますので、必要経費のほうを精査いたしまして、当初の見込みよりも医療機関が若干少なかったということで減額をさせていただきました。

○委員長（保坂芳子君） はい、清水委員。

○委員（清水正二君） 分かりました。人数に関係なく、個別接種・集団接種に協力していただいた医療機関が協力してくれるところの数が90のところ、それより少なかったということですね。はい、分かりました。

○委員長（保坂芳子君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで健康増進課関係の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時44分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開します。

次に、子育て支援課より3款民生費、2項児童福祉費及び繰越明許費について一括で説明を求めます。

戸澤子育て支援課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） お疲れさまでございます。

子育て支援課の補正予算及び繰越明許費について説明をさせていただきます。

補正予算説明書の18ページから23ページになります。

初めに、18ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費であります。

19ページの説明欄になります。

10児童福祉諸費において199万1,000円の減額補正をお願いするものです。

内訳といたしまして、保育事務関係の窓あき封筒など印本・製本費を当初予定しておりましたが、在庫で充足できたため、21万5,000円を減額補正するものと、今年度双葉西保育園の駐車場整備工事を行っておりますが、駐車場整備工事の間、職員及び保護者駐車場といたしまして個人の土地の借入れを考えておりましたが、市営田畑団地の駐車場を利用できたため、賃料37万2,000円減額補正するものと、また、同じく駐車場整備工事において、電柱等の移設補償費を予定しておりましたが、電柱の撤去のみで済んだため、補償費140万4,000円を減額補正するものの合計となります。

次に、11子ども医療費助成事業860万円の減額補正をお願いするものです。

内容は、新型コロナウイルス等の影響により医療機関への受診控えの傾向があり、4月から7月までは、コロナ禍前の令和元年度に比べ医療費が抑制されたことにより実績見込みを算出したところ、医療費助成金800万円と審査支払手数料60万円の不用額が見込まれるため、減額補正をするものです。

財源内訳は、県の乳幼児医療費助成事業費補助金250万円の減額と事務費補助金20万円の減額、またサテライト双葉による地域振興基金繰入金については、コロナ禍によるサテライト双葉への来場者の減少に伴う繰入金62万2,000円の減額となります。

次に、20ページ。

2目児童措置費になります。

21ページをお願いいたします。

01児童手当3,655万5,000円の減額補正になります。児童手当は年間3回、1回に4か月分を支給しておりますが、6月及び10月支給額8か月分の実績額を基に支給見込額を算出したところ、支給対象児童数の減少に伴い、扶助費において3,655万5,000円の不用額が見込まれるため減額補正をお願いするものです。

財源内訳については、国及び県、それぞれの年齢区分率等の交付割合に基づく減額になります。

次に、20ページ。

3目母子福祉費になります。

21ページをお願いいたします。

03児童扶養手当2,000万円の減額補正になります。児童扶養手当は年6回、2か月ごとに支払いをしておりますが、5月期から5回、10か月分の支払いを既にしており、当初見込んでおりました対象児童数の減少に伴い、その実績額を基に支給見込額を算出したところ、扶助費において2,000万円の不用額が見込まれるため減額補正をお願いするものです。

財源内訳になりますが、国の児童扶養手当給付費負担金3分の1の減額となります。

04助産・母子生活支援事業244万2,000円の減額補正になります。当初予算において母子寮の利用を見込み、6か月分の措置費を計上しておりましたが、現段階での利用者がいないため、5か月分の措置費244万2,000円を不用額と見込み、減額補正をお願いするものです。

財源内訳になりますが、国負担金2分の1、県負担金4分の1の減額となります。

次に、20ページ。

4目保育所費になります。

21ページをお願いいたします。

10市内保育所事業346万6,000円の減額補正になります。これは昨年11月に国のコロナ克服新時代開拓のための経済対策についてが閣議決定され、保育士等の給与を月額3%程度、約9,000円引き上げることとなりました。これを受け、本市においても2月から市内私立保育園9園に対し、処遇改善といたしまして346万6,000円の増額補正をお願いするものです。

財源内訳になりますが、国負担金として10分の10の補助となります。

次の12特別保育事業40万9,000円の減額補正になります。現在、本市では認定こども園に通う園児1人が医療的ケア児といたしまして支援事業を利用しており、当初4月からの利用予定でありましたが、8月からの利用となったため、実績見込みに基づき40万9,000円の減額補正をお願いするものです。

財源の内訳になりますが、国負担金2分の1、県負担金4分の1の補助金の減額となります。

次の13認定こども園等事業467万4,000円の増額補正になります。

こちら先ほどと同様、保育士等の処遇改善といたしまして、2月から保育士等の給与を月額3%程度約9,000円を引き上げるもので、市内認定こども園、幼稚園、小規模保育園11園に対し、処遇改善といたしまして467万4,000円の増額を補正するものです。

財源内訳になりますが、国負担金といたしまして10分の10となります。

次の20竜王北保育園、次の21竜王東保育園児、それぞれ9万7,000円の減額補正になりますが、これは新型コロナウイルス感染拡大の影響により、中止した事業費の減額補正になります。

資料23ページをお願いいたします。

23竜王西保育園児63万9,000円の増額補正になります。竜王西保育園につきましては、ほかの私立保育園同様、今回の保育士等の処遇改善の対象となりますので、処遇改善分といたしまして63万9,000円の増額補正をお願いするものです。

財源内訳になりますが、国負担金として10分の10の補助となります。

次の24竜王中央保育園費4万7,000円の減額補正及び25敷島保育園費9万7,000円の減額補正、また次の27双葉西北園費10万7,000円の減額補正になりますが、これらは新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止した事業費の減額補正になります。

続きまして、繰越明許費の説明をさせていただきます。

議案書につきましては14ページ、また、補正予算説明書につきましては38ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の子育て世帯臨時特例給付金支給事業につきまして2億7,630万円の繰越しをお願いするものであります。

財源は全額国庫補助金であります。

内容といたしましては、12月追加補正予算におきましてお願いをいたしました子育て世帯臨時特別支援事業の給付金、児童1人当たり10万円の給付になりますが、令和4年3月31日までに出生した新生児については、申請の受付が4月15日までとなっており、また、国において見直しがされ、令和3年10月以降、離婚等により給付金を受け取っていない者への給付について、申請の受付を4月末までとしていることから、年度を越えての申請受付を行うため繰越明許をお願いするものであります。

以上でございます。ご審議をよろしくお願いたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、谷口委員。

○委員（谷口和男君） 23ページになるのかな。竜王西保育園が指定管理ということで保育士の待遇改善、月9,000円でしたっけ。それをやるということなんですけれども、この西保育園の保育士の給料と公立の保育園の給料というのは、実際、違っているものなんですか。

○委員長（保坂芳子君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 竜王西保育園につきましては、指定管理料の中で、園のほうで定めているものではあります。

公立保育園につきましては、行政職の給与表のほうで対応しておりますので、その辺の違いがあると考えております。

○委員長（保坂芳子君） はい、谷口委員。

○委員（谷口和男君） こちらのほう、全体的に保育士の待遇改善ということで出されたということで、私立だけに限られたものではなかったと思うんですけれども、これ、来年度から公立のほうにも広げるとか、そういうことはないんでしょうか。

○委員長（保坂芳子君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 公立保育園につきましては、先ほども申し上げましたとおり、一般行政職の給与体系となっておりますので、今回の経済対策による処遇改善は実施しないという形になっております。

○委員長（保坂芳子君） はい、谷口委員。

○委員（谷口和男君） それ、甲斐市の考え方なんですけれども、例えば他市とかはどのようなふうになっているとか、情報入っていますでしょうか。

○委員長（保坂芳子君） 小林係長。

○保育係長（小林 悟君） 他市については、今のところ聞いているのは、例規の改正等がなかなか難しいということで、やらない方向でという話を聞いております。

○委員長（保坂芳子君） はい、谷口委員。

○委員（谷口和男君） じゃ、国のほうに補助の申請を他市も出していないということなんですか。

○委員長（保坂芳子君） 課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 私立保育園等につきましては、甲斐市と同様に補助の申請をしておと思いますが、公立の保育園の関係につきましては、他市につきましても補助金の申請はしてないものと考えております。

○委員長（保坂芳子君） はい、谷口委員。

○委員（谷口和男君） 再確認ですけれども、国のほうは公立のほうにも認めていいというような申請を受けているんでしょうね。

○委員長（保坂芳子君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 国のほうから来ました資料によりますと、そのとおりでございます。

○委員長（保坂芳子君） はい、谷口委員。

○委員（谷口和男君） もちろん要望ですけれども、やっぱり国のほうでお金を出すと言っているんですから、条例改定とか必要になるかも分かんないですけれども、ぜひ実施してほしいなということです。

以上です。

○委員長（保坂芳子君） 答弁は……。

〔「要望で結構です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） 要望でよろしいですね。

ほかに。

はい、滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 今の谷口委員の質問と同じなんですけれども、現状、甲斐市の保育士に対する処遇は、他の市町村よりも低いということもありますよね。

その中で、そのレベルを甲斐市の公立の保育士さんたちのレベルを上げることが本当難しいということですか。地方公務員法で決められたものだからということですけども、私立のほうが上がったときに、公立の保育士さんたちとの賃金の格差があるということに対して市のほうではどんなふうなお考えをいらっしゃるでしょうね。

○委員長（保坂芳子君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 公立の保育園の正職員につきましては、行政職と同じになりますので、総じて高いといえますか、私立と比べまして平均で考えますと、大分高い形になっております。

ただ、会計年度任用職員につきましては、若干、始まる号級のところは同じであります。1年ごとに昇給するところが一般職の場合は、正職員の場合は4号上がるところが2号という形になっております。

令和4年度から甲斐市につきましても、会計年度任用職員のほうの見直しを考えておりますので、若干、対応のほうはそこでさせていただいていると考えております。

○委員長（保坂芳子君） はい、滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 大切な年齢の子供たちを預かっていただく大変なこれはもう、そこにお金をかけなければならない。どこの国もそうです。幼児教育にお金をかける国が生き残ると言われているぐらいの大切な年代の子供たちに対する教育だから、手当というものをしっかりとしていただかなければ、もう甲斐市が今後、若い人たちが集まらなくなってしまうような甲斐市にもつながってくる。子育てというのは、そのくらい大事なものですので、しっかりとその辺進めていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 要望でよろしいですか。はい、要望で。

ほかにありませんか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで子育て支援課関係の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時02分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開します。

次に、環境課より4款衛生費、2項環境衛生費、3項清掃費及び13款諸支出金、1項基金費について一括で説明を求めます。

酒井環境課長。

○環境課長（酒井厚志君） 改めまして、こんにちは。大変お疲れさまでございます。

環境課です。よろしくお願いいたします。

それでは、環境課から議案第2号 一般会計（第10号）2月補正予算についてご説明させていただきます。

説明の都合上、13款諸支出金からご説明させていただきます。

なお、説明は、補正予算説明書にて説明いたしますので、補正予算説明書の36、37ページをご覧ください。

13款諸支出金、1項基金費、14目環境保全基金費につきましては、補正前の額が85万5,000円に対しまして7,000円を増額し、予算現額を86万2,000円とするものであります。

増額の理由であります。基金運用利子において当初予算で見込んでいた金額より実際の運用利子7,000円多かったことから、差額の7,000円を増額補正するものであります。

次に、補正予算書の24ページ、25ページの中段をお願いいたします。

4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費のうち、今回、環境課に関する補正につきましては、25ページの説明欄、ナンバー15犬猫不妊去勢手術費助成事業について、現在の補助申請件数の状況から28万2,000円を増額補正をお願いするものであります。

次に、3項清掃費、1目清掃費のうち、環境に関する補正につきましては、ナンバー02ごみ収集運搬費の減額補正と09バイオマス活用推進事業の財源内訳更正をお願いするもの

であります。

まず、02ごみ収集運搬費につきましては、昨年12月末に一般ごみ収集量の残り3か月を令和元年・令和2年度並みと想定した場合に、現予算では予算が不足することが見込まれるため、12節委託料について100万円の増額をお願いするものであります。また、指定ごみ収集袋の作製費については入札差金が生じたことから、10節需用費を506万円減額し、合計で406万円を減額するものであります。

次に、09バイオマス活用推進事業の財源構成についてご説明いたします。

バイオマス活用推進事業の財源につきましては、先ほどの環境保全基金の運用利子を充てております。さきの説明のとおり、運用利子の増額7,000円を一般財源からその他財源に財源更生するものであります。

以上、2月補正予算のうち環境課に関わる一般会計についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで環境課関係の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため暫時休憩します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時08分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開いたします。

次に、保険課より4款衛生費、1項保健衛生費について説明を求めます。

島田保険課長。

○保険課長（島田 伸君） お疲れさまでございます。

令和3年度甲斐市一般会計補正予算（第10号）の保険課所管の補正につきましてご説明いたします。

補正予算説明書22、23ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、10国民健康保険特別会計繰出金280万円の減額につきましては、出産育児一時金繰出金の減額に伴う補正でございます。

一般会計は以上となります。ご審議よろしくをお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで保険課関係の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため暫時休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時10分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開いたします。

次に、福祉課より3款民生費、1項社会福祉費及び3項生活保護費について一括で説明を求めます。

箭本福祉課長。

○福祉課長（箭本 太君） お疲れさまでございます。

それでは、福祉課の2月補正についてご説明をさせていただきます。

初めに、補正予算説明書の18ページ、19ページをお願いいたします。

議案につきましては、10ページ、11ページになります。

初めに、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費のナンバー21民生児童委員運営事業につきまして707万6,000円を減額補正させていただくものでございます。

財源内訳につきましては、全て一般財源となります。

内容につきましては、今年度予定をしておりました専門部会5部会の県外視察研修に係る旅費及び各地区民児協への運営費補助金につきまして、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして事務事業の実施ができなかったことから、当該予算を減額させていただくものでございます。また、同じく社会福祉総務費のナンバー22社会福祉協議会助成事業につきまして、財源内訳の一般財源を8万6,000円減額させていただき、その他財源として地域福祉基金の預金利子を同額充当する財源更生をお願いするものでございます。

次に、補正予算説明書の22、23ページをお願いいたします。

3款民生費、3項生活保護費、2目扶助費のナンバー01扶助費につきまして3,813万4,000円を増額補正させていただくものでございます。

財源内訳につきましては、国庫支出金の生活保護費負担金2,871万5,000円と一般財源941万9,000円となります。

内容につきましては、今年度の生活扶助・医療扶助・介護扶助費におきまして年度末までの総支出見込額が生活扶助費において約1,660万円、医療扶助費におきまして約2,000万円、介護扶助費におきまして約150万円ほど、それぞれ予算が不足する見込みであることから、増額の補正をお願いするものでございます。

このうち、医療扶助費の不足につきましては、昨年度新型コロナウイルス感染症の拡大により医療機関への受診を控えていた方々が今年度に入り、ワクチン接種が進んだことや感染状況が比較的穏やかな時期に受診を再開したこと、また、年度途中に大きな手術を受けた方がいたことから、当初予算を大きく上回る状況となっていることが主な要因と考えております。

以上が福祉課の2月補正予算の内容となります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

[発言する者なし]

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで福祉課関係の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため暫時休憩します。

休憩 午前 11時 14分

再開 午前 11時 15分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開いたします。

次に、長寿推進課より3款民生費、1項社会福祉費について説明を求めます。

小池長寿推進課長。

○長寿推進課長（小池清美君） お疲れさまでございます。

長寿推進課から議案第2号 令和3年度甲斐市一般会計補正予算の長寿推進課関連の補正予算につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書の18、19ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、12虐待等一時保護支援事業補正額42万7,000円は、養護者による虐待を受けた高齢者等の安全を確保するため、老人短期入所施設等へ一時的に入所措置をするための経費で、虐待等による一時保護措置期間の延長により増額補正をお願いするものでございます。

次に、16介護保険特別会計繰出金補正額102万9,000円の減額は、介護保険特別会計への繰出金の減額補正であります。詳細につきましては、この後の介護保険特別会計補正予算において説明させていただきます。

以上、一般会計補正予算のうち長寿推進課関係の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 虐待の一時保護、これ件数ってどのぐらい去年はあったんでしょうか。

○委員長（保坂芳子君） 小池課長。

○長寿推進課長（小池清美君） 今年度2名の保護をいたしました。

○委員長（保坂芳子君） 滝川委員。

○委員（滝川美幸君） これ、一時保護ということは、虐待を受けた高齢者の方をそのままどこか施設に入所させてあげるような処置というのはできないということでしょうか。

○委員長（保坂芳子君） 小池課長。

○長寿推進課長（小池清美君） 保護期間というのは、要綱の中で14日というふうに決められています。必要のある場合についても30日以内となっております。その間に養護者等との家族の方と話し合いをする中で、介護サービスを使ったり、施設等への入所をする中で、虐待等を回避するようにしております。

以上です。

○委員長（保坂芳子君） はい、滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 子供の虐待と同じで、なかなか家族がそれに対して対応できるということをほとんど私はないと思うんですね。やはり大変なことなんで、ご家族もそういう形になってしまうこともあるし、またいろんな難しい問題抱えているときに、市のほうで積極的に高齢者の方の保護というものをもう少し長く見てあげていただきたい。そうしないと、やはり寝たきりの高齢者の方たちというのは、非常に家族にも遠慮しながら余生を生きているようなところもありますので、その辺、しっかりとフォローしてあげていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。要望で結構です。

○委員長（保坂芳子君） よろしいですか。じゃ、要望ということで、よろしく願いします。ほかにありますか、質疑。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで長寿推進課関係の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため暫時休憩します。

休憩 午前 11時 19分

再開 午前 11時 20分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開いたします。

次に、障がい者支援課より3款民生費、1項社会福祉費及び繰越明許費について説明を求めます。

早川障がい者支援課長。

○障がい者支援課長（早川英彦君） お疲れさまです。

障がい者支援課より今回の補正予算につきまして、ご説明をさせていただきます。

障がい者支援課の説明につきましては、初めに、補正予算（第10号）について説明をさせていただきます、その後、続けて補正予算（第11号）について説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、補正予算（第10号）の説明をさせていただきます。

まず、厚いほうの補正予算説明書18、19ページをお願いいたします。

初めに、18ページ中段の3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費。

19ページになりますが、ナンバー01自立支援給付事業におきまして2,223万5,000円の増額補正をお願いするもので、財源内訳は、国・県の障害者自立支援給付費負担金で1,518万9,000円の増額。それ以外は一般財源の増額となります。

本事業につきましては、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障がい者・障がい児の方が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう必要な障害福祉サービスの給付を行うものであり、年々サービス全般にわたる利用量の増加が見受けられておりますが、特に重度障がい者で、常に介護を必要とする方への援助を行う重度訪問介護や企業等で就労することが困難な方に就労の機会などを提供する就労継続支援、就学中の障がい児に授業終了後や休業日に生活能力向上に向けた支援を行う放課後等デイサービスや未就学の障がい児に対する児童発達支援などの利用増加に対し、今年度の支出予算額の不足が見込まれることから、19節扶助費に計上し、増額をお願いするものであります。

次に、ナンバー07障害者手当事業（市単独事業）において90万円の増額補正をお願いするもので、財源は全て一般財源となります。

本事業につきましては、国の手当であります特別児童扶養手当や特別障害者手当等につい

ては、国の認定基準を満たさず、受給対象とならない方に対し、別途市で定める一定の基準を満たす場合、福祉の向上を図ることを目的に市独自の支援といたしまして、心身障害者・児福祉手当を支給するものであり、本年度支給該当者が当初見込みより増加したことから、19節扶助費に計上し、増額をお願いするものであります。

次に、ナンバー10身体障害者医療費助成事業において600万円の減額補正をお願いするもので、財源内訳は、県重度心身障害者医療費助成事業補助金の300万円の減額。それ以外は一般財源の減額となります。

本事業につきましては、重度心身障害者・障害児が医療機関等に通院・入院をした場合に保険診療費の自己負担分を助成するものでありますが、昨年度に続く新型コロナウイルス感染拡大の影響により感染防止のため、受診を控える方が増加したこと等を主な理由といたしまして、19節扶助費の減額をお願いするものであります。

以上が補正予算（第10号）に係る説明となります。

引き続きまして、補正予算（第11号）について説明させていただきます。

お手数ですが、薄いほうの補正予算説明書8ページ、9ページをお願いいたします。

8ページ、下段の3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費ナンバー11障害者自立支援費において、甲斐市就労継続支援事業所生産活動活性化事業といたしまして300万円の増額補正をお願いするもので、財源は全て一般財源となります。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染拡大等の影響から、令和3年度における生産活動が停滞し、工賃収入が減少となった市内就労継続支援事業所に対し、新型コロナウイルスに負けない甲斐市応援プランであります安心甲斐・市民支援事業の一つとして、市独自の補助金を交付するものであり、利用者の工賃収入確保のため、生産活動収入の状況に応じ事業実施に必要な経費であります需用費や役務費、委託料や備品購入費等に対し、助成を行うものであります。

事業に至った経緯につきましては、同様の助成事業は昨年度から山梨県において実施されておりますが、県の補助基準を満たす事業所は少なく、昨年度本市において助成を受けた事業所は1事業所のみでありました。

しかしながら、県の補助基準を満たさない事業所につきましても、少なからずコロナ禍の影響は受けており、各事業所とも収入の確保には大変苦勞しているとのことから、それらの事業所に対する生産活動の支援を行うため、今回、市独自に補助金を交付するものであります。

なお、交付基準と助成額につきましては、令和3年度の事業収入をコロナ禍前であります令和元年度の同月と比較しまして、事業収入が5%から25%以上減収した月が一月でもあった場合、もしくは5%から15%以上減収した月が連続して3か月以上続いた場合のいずれかの状況であった事業所に対し、その減収率に応じた5万円から25万円を上限に助成するものであり、本市同様、今後実施されます県の補助金を受給していないことを条件といたします。

すみません。続きまして、繰越明許補正について説明をさせていただきます。

同じく補正予算説明書の14ページをお願いいたします。

内容につきましては、ただいま説明させていただきました甲斐市就労継続支援事業所生産活動活性化補助金交付事業につきましては、年度内での事業完了が見込めないことから、同事業費を全額繰越しさせていただくものでございます。

以上が障がい者支援課が計上いたしました補正予算に係る説明となります。よろしく願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、谷口委員。

○委員（谷口和男君） 追加補正の9ページで、障害者自立支援費でしたっけ。これが新設みたいになっているんですけども、去年された中小企業補助とか、あるいは文書費の補助ですか、それがなくなったんですけども、そのなくなったのと比べて、これがあることで負担というのはどうなんでしょうか。働いている方への負担というのは大きくなるのか、小さくなるのか。これは元の水準に戻るだけですよ。

○委員長（保坂芳子君） 早川課長。

○障がい者支援課長（早川英彦君） お答えいたします。

食費とか文書料につきましては、個人に対する助成になります。今回の助成につきましては、あくまで事業所に対しての助成となりますので、一概にそれを比較することは、ちょっと困難だと思います。

○委員長（保坂芳子君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

松井議員、どうぞ。

○議員（松井 豊君） 場所は同じです。同じ件ですが、何事業所ぐらい想定しているのか教えてください。

○委員長（保坂芳子君） 早川課長。

○障がい者支援課長（早川英彦君） 市内12事業所を予定しております。

○委員長（保坂芳子君） よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで障がい者支援課関係の質疑を終了します。

以上で議案第2号及び議案第43号の質疑を終了します。

これより議案第2号及び議案第43号を議案ごとに順次討論、採決を行います。

初めに、議案第2号 令和3年度甲斐市一般会計補正予算（第10号）について討論、採決を行います。

本案について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第2号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第2号を終わります。

次に、議案第43号 令和3年度甲斐市一般会計補正予算（第11号）について討論、採決を行います。

本案について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第43号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第43号を終わります。

ここで職員入替えのため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時35分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開します。

引き続き、議案第5号 令和3年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

説明、質疑は歳入歳出一括で行います。

当局の説明を求めます。

小池長寿推進課長。

○長寿推進課長（小池清美君） 長寿推進課より議案第5号 令和3年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明させていただきます。

議案書は29ページになります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,674万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億8,552万9,000円とするものです。

それでは、補正予算説明書により歳入から説明させていただきます。

補正予算説明書の68、69ページをお願いします。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分介護給付費負担金1,887万1,000円の減額につきましては、国庫負担金の交付決定に伴う減額でございます。

なお、不足する定率分につきましては、次年度の精算処理において追加交付を予定しております。

次に、2項国庫補助金、1目調整交付金、1節現年度分調整交付金3,368万9,000円の減額は、交付決定に伴う減額補正でございます。

次に、2目地域支援事業交付金、1節現年度分地域支援事業交付金265万9,000円の減額は、地域支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業の決算見込みに伴う交付金の減額でございます。

次に、3目地域支援事業交付金、1節現年度分地域支援事業交付金46万7,000円の減額は、地域支援事業、包括的支援事業・任意事業の決算見込みに伴う交付金の減額でございます。

次に、7目保険者機能強化推進交付金、1節現年度分保険者機能強化推進交付金55万6,000円は、交付決定に伴う増額補正でございます。

次に、8目介護保険保険者努力支援交付金、1節現年度分介護保険保険者努力支援交付金28万5,000円は、交付決定に伴う増額補正でございます。

次に、5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1節現年度分介護給付費交付金115万1,000円は交付決定に伴う増額補正でございます。

次に、2目地域支援事業支援交付金、1節現年度分地域支援事業支援交付金287万2,000円の減額は、地域支援事業の決算見込みに伴う交付金の減額でございます。

次に、6款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分介護給付費負担金905万1,000円の減額につきましては、県負担金の交付決定に伴う減額でございます。

なお、不足する定率分につきましては、次年度の精算処理において追加交付を予定しております。

次に、2項県補助金、1目地域支援事業交付金、1節現年分地域支援事業交付金132万9,000円の減額は、地域支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業の決算見込みに伴う交付金の減額でございます。

次に、2目地域支援事業交付金、1節現年分地域支援事業交付金23万3,000円の減額は、地域支援事業、包括的支援事業・任意事業の決算見込みに伴う交付金の減額でございます。

次に、3目介護基盤整備等事業費補助金、1節現年度分介護基盤整備等事業費補助金3,954万円の減額は、定期巡回随時対応型訪問介護看護施設、看護小規模多機能型居宅介護施設の各施設の整備に関わる補助金になりますが、本年度事業者を公募し、令和4年度に整備するため、該当補助金を減額するものであります。

次に、4目介護基盤開設準備等事業費補助金、1節現年度分介護基盤開設準備等事業費補助金2,155万1,000円の減額につきましても同様に、令和4年度に施整備するため該当補助金を減額するものであります。

説明書の70、71ページをお願いします。

7款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、1節利子及び配当金10万2,000円は、介護保険給付費支払準備基金の利子分の増額補正でございます。

次に、8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、1節現年度分介護給付費繰入金53万3,000円は、介護給付費の増額に伴う市の定率負担分の増額補正でございます。

次に、2目地域支援事業繰入金、1節現年度分地域支援事業繰入金132万9,000円の減額は、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業分の決算見込みに伴う市の定率分の繰入金の減額でございます。

次に、3目地域支援事業繰入金、1節現年度分地域支援事業繰入金23万3,000円の減額は、地域支援事業の包括的支援事業・任意事業分の決算見込みに伴う市の定率負担分の繰入金の減額でございます。

次に、9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金6,244万8,000円の増額は、前年度からの繰越金残額を全額充当するものであります。

歳入の説明は以上であります。

続いて、歳出について説明いたします。

説明書の72、73ページをお願いします。

1款総務費、5項地域介護福祉空間整備等補助金、1目地域介護福祉空間整備等補助金、01地域介護福祉空間整備等補助金6,109万1,000円の減額は、歳入で説明しましたとおり、定期巡回随時対応型訪問介護看護施設、看護小規模多機能型居宅介護施設の整備等の補助金で、本年度事業者を公募し、令和4年度に整備するため、該当予算を減額するものであります。

次に、2款保険給付費につきましても、総額で426万4,000円を増額するもので、決算見込みによる給付費の補正と歳入の国及び県等の給付費負担金などの補正に伴う財源更生の内容になります。

それでは、内訳を説明させていただきます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス等給付費、01居宅介護サービス等給付費2,252万8,000円は決算見込みによる増額補正であります。

次に、居宅介護福祉用具購入費及び03居宅介護住宅改修等費は歳入予算の補正に伴う財源更生であります。

次に、2目地域密着型介護サービス等給付費、01地域密着型介護サービス等給付費942万5,000円は、決算見込みによる増額補正であります。

説明書の74、75ページをお願いします。

3目施設介護サービス給付費、01施設介護サービス給付費1,168万3,000円は、決算見込みによる減額補正であります。

次に、4目居宅介護サービス計画等給付費、01居宅介護サービス計画給付費52万6,000円は決算見込みによる増額補正であります。

次に、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス等給付費、01介護予防サービス等給付費及び02介護予防福祉用具購入等費は、歳入予算の補正に伴う財源更生であります。

次に、03介護予防住宅改修費57万円は決算見込みによる増額補正であります。

説明書の76、77ページをお願いします。

2目地域密着型介護予防サービス等給付費、01地域密着型介護予防サービス等給付費は財源更生であります。

次に、3目介護予防サービス計画等給付費、01介護予防サービス計画等給付費52万8,000円は決算見込みによる増額補正であります。

次に、3項その他諸費、1項審査支払手数料、01審査支払手数料42万2,000円は決算見込みによる増額補正であります。

次に、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、01高額介護サービス費907万2,000円は決算見込みによる減額補正であります。

説明書の78、79ページをお願いします。

2目高額介護予防サービス費、01高額介護予防サービス費は財源更生であります。

次に、5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費、01高額医療合算介護サービス費及び2目介護医療合算介護予防サービス費、01高額医療合算介護予防サービス費は財源更生であります。

次に、7項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、01特定入所者介護サービス費905万円は決算見込みによる減額補正であります。

次に、3款地域支援事業費につきましては、全て決算見込みによる減額で総額1,185万

1,000円の減額補正でございます。

主な要因は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業の中止等によるものです。

それでは、内訳を説明させていただきます。

3款地域支援事業費、1項介護予防生活支援総合事業費、1目介護予防生活支援サービス事業費、01訪問型サービス事業60万円は決算見込みによる減額補正であります。

説明書の80、81ページをお願いします。

02通所型サービス事業740万円、04介護予防ケアマネジメント事業100万円は決算見込みによる減額補正であります。

次に、2目一般介護予防事業費、02一般介護予防事業163万8,000円は決算見込みによる減額補正であります。

説明書の82、83ページをお願いします。

2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業・任意事業費、01包括的支援事業121万3,000円は決算見込みによる減額補正でございます。

最後に、5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護保険給付費支払準備基金積立金、01介護保険給付費支払基金積立金192万9,000円は、前年度の繰越金の一部を財源に増額補正するものであります。

歳出の説明は以上であります。

以上で介護保険特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで議案第5号の質疑を終了します。

これより議案第5号 令和3年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第4号）について討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第5号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第5号を終わります。

引き続きまして、議案第6号 令和3年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明、質疑は歳入歳出一括で行います。

当局の説明を求めます。

小池長寿推進課長。

○長寿推進課長（小池清美君） 引き続きよろしく申し上げます。

議案第6号 令和3年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

議案書は35ページになります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ113万5,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ1,534万3,000円とします。

それでは、補正予算説明書により歳入から説明させていただきます。

説明書の90、91ページをお願いします。

1款サービス収入、1項予防給付費収入、1目予防給付費収入、1節居宅支援サービス計画費収入33万円は、要支援者のケアプラン作成料の決算見込みに伴う増額補正でございます。

次に、3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金80万5,000円の増額は、前年度からの繰越金を全額充当するものでございます。

続いて、歳出について説明させていただきます。

92、93ページをお願いします。

2款事業費、1項居宅介護支援事業費、1目居宅介護支援事業費、01居宅介護支援事業33万円は、要支援認定者のケアプラン作成等を居宅介護支援事業所に委託する委託料の決算見込みに伴う増額補正でございます。

次に、3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金、01一般会計繰出金80万5,000円の増額は、前年度繰越金を一般会計へ返還するものでございます。

以上、介護サービス特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（保坂芳子君） 当局の説明が終わりました。

これより説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで議案第6号の質疑を終了します。

これより議案第6号 令和3年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第2号）について討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第6号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第6号を終わります。

ここで職員入替えのため暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 54 分

再開 午前 11 時 55 分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開します。

引き続き、議案第3号 令和3年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

説明、質疑は歳入歳出一括で行います。

当局の説明を求めます。

島田保険課長。

○保険課長（島田 伸君） 保険課より議案第3号 令和3年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明いたします。

議案の17ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ399万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億360万8,000円とするものでございます。

補正予算説明書の48、49ページをお願いいたします。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分242万8,000円の減額、2節後期高齢者支援金分現年課税分78万1,000円の減額、3節介護納付金分現年課税分59万7,000円の減額、合計380万6,000円の減額は、新型コロナウイルス感染に係る国民健康保険税減免額でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目1節災害臨時特例補助金228万4,000円の増額は、国民健康保険税減免額の6割分の国庫補助金でございます。

4款県支出金、1項県補助金、1目2節保険給付費等交付金特別交付分152万2,000円の増額の内訳については、国民健康保険税減免額の4割分の交付金でございます。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金20万1,000円の増額につきましては、基金運用利子の決算見込みによる補正でございます。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金、4節出産育児一時金等繰入金280万円の減額につ

きましては、出産育児一時金減額補正の3分の2の補正でございます。

2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金140万円の減額は、出産育児一時金3分の1の補正でございます。

次に、歳出につきましてご説明いたします。

50、51ページをお願いいたします。

2款保険給付費、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金420万円の減額につきましては、出生見込みによる10件分の補正でございます。その他財源につきましては、一般会計繰入金でございます。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては、歳入で説明した国民健康保険税の減免に伴う財源更生でございます。国・県支出金を増額し、一般財源を減額するものでございます。国・県支出金の内訳は、国の災害臨時特例補助金が6割、県の保険給付費等交付金が4割となります。

1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分の国・県支出金242万8,000円の内訳は、国補助金145万7,000円、県交付金97万1,000円。

2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分の国・県支出金78万円の内訳は、国補助金46万8,000円、県交付金31万2,000円。

3項1目介護納付金分の国・県支出金59万8,000円の内訳は、国補助金35万9,000円、県交付金23万9,000円でございます。

7款1項基金積立金、1目財政調整基金積立金20万1,000円の増額につきましては、財産運用に伴う補正でございます。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで議案第3号の質疑を終了します。

これより議案第3号 令和3年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第3号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第3号を終わります。

引き続き、議案第4号 令和3年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

説明、質疑は歳入歳出一括で行います。

当局の説明を求めます。

島田保険課長。

○保険課長（島田 伸君） 引き続き、議案第4号 令和3年度甲斐市高齢者医療特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明いたします。

議案の23ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,570万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2,210万円とするものでございます。

補正予算説明書58、59ページをお願いいたします。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。

1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、1節現年度分特別徴収保険料1,570万円の増額につきましては、運営主体である県広域連合の決算見込みにより補正するものでございます。

次に、歳出につきましてご説明いたします。

60、61ページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金1,570万円につきましては、保険料収入額を
県広域連合へ納付するものでございます。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで議案第4号の質疑を終了します。

これより議案第4号 令和3年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）につ
いて討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第4号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第4号を終了します。

以上で補正予算審査を終わります。

ここで職員退室のため暫時休憩します。

休憩 午後 零時05分

再開 午後 零時06分

○委員長（保坂芳子君） 会議を再開します。

次に、請願審査に入ります。

請願第4-1号 「加齢性難聴者の補聴器購入への助成制度創設を求める請願書」を議題とします。

紹介議員より請願内容の説明をお願いします。

松井議員。

○議員（松井 豊君） 紹介議員の松井です。

既に文書そのものは、ごく短いものですからご覧になったと思いますが、少し説明をさせてもらいます。

加齢により生じた難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因になっている。最近では認知症や鬱の危険因子となることも指摘をされています。WHO世界保健機構で認知症予防ガイドラインが策定されましたが、難聴は認知機能低下または認知症のリスク増加と関連している。難聴の治療は、高齢者にとって有用な要因を大幅に改善する可能性があるとして発表しました。

ご存じだとは思いますが、日本補聴器工業会が行ったジャパントラック2018の調査によりますと、日本の難聴者率は11.3%で諸外国と大きな差はありませんが、難聴者における補聴器所有率は日本が14.4%であり、イギリスが47.6%、フランス41%、ドイツが36.9%などと比較しても極めて低い状況にあります。それは補聴器1台の価格が片耳当たり平均で15万円と高額であること、身体障がい者である高度重度難聴者の場合を除いて補聴器の公的補助制度が整備されていないなど、ほぼ全額自己負担となっているからです。

現在、この件については、昨年6月に北杜、韮崎、甲府などでも採択がされ、その後はちょっとつかんでいないのですが、最近、中央市でも採択をされたということで、県内でも広がっている状況ですので、ぜひこの請願を採択していただきたいと思います。

地方自治法の124条、それから議会規則139条規定に基づきましてお願いしたいと思えます。

以上です。

[発言する者あり]

○議員（松井 豊君） すみません。説明したとおりなんですけど、請願書を読ませていただき

ます。

加齢性難聴者の補聴器購入への助成制度創設を求める請願書。

令和4年2月7日付です。

甲斐市議会議長山本英俊殿。

山梨県甲府市徳行3の11の21、全日本年金者組合甲斐支部、支部長は小沼俊彦です。

紹介議員は、私、松井豊と谷口和男です。

請願事項につきましては、1、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を創設すること。2、国に対し、難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書を提出すること。

請願理由につきましては、若干ダブりますが、高齢者が社会で活躍し、働いていくために補聴器が必需品となりますが、補聴器の価格が2耳当たり、おおむね15から30万円と高額で全て自己負担となっています。補聴器の導入により生活の質を落とすことなく、心身ともに健やかに過ごすことがひいては認知症の予防や健康寿命の延伸、医療費の抑制にもなります。

については、地方自治法第124条及び甲斐市議会会議規則第139条の規定により、上記のとおり請願します。

つきましては、甲斐市議会として上記請願事項をご決議いただき、請願事項についての意見書を政府関係機関へ提出していただきたく請願します。

提出先は内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長です。

以上です。

○委員長（保坂芳子君） これより内容について、紹介議員に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） 以上で質疑を終了します。

これより本請願について順次各委員の意見を求めます。

では、伊藤副委員長のほうからお願いいたします。

伊藤副委員長。

○委員（伊藤 毅君） この件に関しては、私もちょっと調べさせてもらったら、直近5年間の購入者等を確認しました。

高度医療難聴や重度難聴者、要は障害者手帳を持っている方には、ほとんど自分の負担が

なく、市のほうでも助成ができています。もし手帳がない場合でも、お医者さんの診断書があれば、また、お医者様が必要だと認めれば、また手帳を発行して助成がもらえるようなので、十分今の状態でも必要な方に行き届いて、助成もできている状態という判断で、私は不採択でお願いいたします。

○委員長（保坂芳子君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 私もちよつと紹介議員やっているんですけども、医師の診断とか、そういうのが非常に厳しい状況なんですよ。

それで、実際のところ、難聴で苦しんでいる方は私の周りにもいるんですけども、やはりほとんど自己負担という方で、それを購入することで認知症の進行を予防できるとかというようなこともございますので、国の医療ではなしに、いわゆる福祉の観点からの請願をぜひ採択です、私の意見。

○委員長（保坂芳子君） 滝川委員、どうぞ。

○委員（滝川美幸君） 私たちもだんだん加齢による難聴というのは確かに出てくるというおそれは感じています。大変周りでも難聴で苦しんでいる方というのは、確かにいらっしゃるんですね。補聴器の高いことも承知しておりますので、今は伊藤議員が調べられてきて、調べていただいたということ、本当にそのとおりで、ある程度のことはしていただいているとは思いますが、しかしながら、我慢している方たちも多いということは確かに多いと思いますので、こういう意見書を出すことによって国でも一歩でも進んでいただければと思いますので、できましたら、私は採択して差し上げたいと思っております。

○委員長（保坂芳子君） 小澤委員。

○委員（小澤重則君） 私も伊藤委員と同じで、何から何までの補助を出すというのは、これに限ってまた出すというのもどうかと思いますし、障がい者の手帳があれば補助金がもらえるということでもありますので、これは私は不採択でお願いします。

○委員長（保坂芳子君） 続きまして、清水委員、どうぞ。

○委員（清水正二君） 私も年取って、耳が難聴ということはあるんですけども、生活の中で、あれでより聞きたいという気持ちはあるんですけども、そういったものまで全部、そういったことでやっていくということは、伊藤委員も言われるそういった本当に必要とされる方については、そういったものがあるので、切りがないと思うんですよ、難聴の中の判断というものが。それは全て加齢という形になると、非常にそこら辺のところが、医療は、そういうことをもって確かだとは思いますが、やっぱり、ある程度生活のできる範囲

というのが非常に全部となると、そこら辺のところ非常に曖昧になって、ほとんど全ての方になっているということになるんで、考えとしては伊藤委員と同じで、不採択をお願いします。

○委員長（保坂芳子君） 以上で各委員の意見を終了します。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 零時 16分

再開 午後 零時 17分

○委員長（保坂芳子君） 休憩前に引き続きまして会議を再開します。

これより請願第4-1号 「加齢性難聴者の補聴器購入への助成制度創設を求める請願書」
についての採決を行います。

本請願は起立により採決します。

本請願について採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（保坂芳子君） 起立少数です。

よって、本請願は不採択とすることに決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で請願第4-1号の審査を終了します。

これをもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

委員におかれましては、慎重審議大変ご苦労さまでした。

次に、その他に入ります。

委員よりその他何かありましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂芳子君） 事務局からありますか。

〔「特にございません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂芳子君） なければ、その他を終了します。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして厚生環境常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時 18分